

返金規定

(職業紹介手数料の返戻に関する規定)

制定日：令和5年9月1日

タレントフォース株式会社

第1条（目的）

本規定は、タレントフォース株式会社（以下「当社」という。）が行う職業紹介事業において、求人者（以下「クライアント」という。）より受領した紹介手数料の返金に関する条件および手続きを定めることを目的とする。

第2条（返金の対象）

当社の紹介により就職した者（以下「就職者」という。）が、就業開始日から起算して3ヶ月以内に退職した場合、クライアントより受領した紹介手数料の一部を返金する。

第3条（返金額）

前条に該当する場合の返金額は、受領した紹介手数料の50%（50パーセント）とする。

退職時期	返金割合	備考
就業開始日から3ヶ月以内	受領手数料の50%	本規定に基づく返金対象
就業開始日から3ヶ月超	返金なし	返金の対象外

第4条（返金の除外事由）

以下のいずれかに該当する場合は、返金の対象外とする。

- クライアント側の都合（解雇・勤務条件の一方的な変更等）により就職者が退職した場合
- 就職者の故意または重大な過失による懲戒解雇の場合
- クライアントが紹介手数料の支払いを完了していない場合
- 就職者の死亡その他不可抗力による退職の場合

第5条（返金の申請）

返金を希望するクライアントは、就職者の退職日から1ヶ月以内に書面にて当社へ申請するものとする。申請には退職日が確認できる書類（退職届の写し等）を添付すること。

第6条（返金の時期）

当社は、返金申請の内容を確認のうえ、申請受理日から原則として30日以内にクライアントの指定口座へ振込により返金する。

第7条（規定の変更）

本規定は、法令の改正その他必要に応じて変更することがある。変更の際はクライアントへ事前に通知する。

【お問い合わせ先】

タレントフォース株式会社

所在地：東京都中央区銀座

職業紹介事業に関するお問い合わせは当社までご連絡ください。